

令和2年度税制改正案（税制改正大綱）

令和2年の税制改正案（税制改正大綱）が12月12日与党税調から公表されました。今回の改正案は令和元年の消費税引上げ後の改正ということもあり大幅な減税・増税となる項目はありませんでした。

医療関係のお客様に関係のある項目をまとめました。

番号	項目	詳細	歯科会計	フリーター会計	安心決算	医療承継
1	個人税制	未婚のひとり親の寡婦（寡夫）控除	△	△	△	△
2		確定拠出年金制度見直し	○	○	○	○
3	不動産税制	居住用建物の消費税控除廃止	○	○	○	○
4		3年内居住用住宅譲渡の住宅ローン控除制限	○	○	○	○
5		国外中古建物の減価償却費計上廃止	○	○	○	○
6	相続税制	医療の相続税・贈与税の納税猶予制度3年延長	○	○	×	○
7		準確定申告手続きの簡素化	△	△	△	○
8	事務手続き	消費税申告期限の延長	△	△	○	×
9		納税地異動の場合の振替納税手続き簡素化	○	○	○	○
10	検討事項 (次年度以降改正検討)	年金課税・金融所得課税・所得控除方式の見直し	○	○	○	△
11		社会保険診療報酬に係る事業税	○	○	×	×
12		医療法人に対する軽減税率	○	○	×	×
13		教育資金・結婚・子育て資金一括贈与の見直し	△	△	△	○

上記税制改正案は国会審議をへて2020年3月までには決定される見込みです。また、実際の適用日については項目によって異なります。

医療承継コンサル

5年後の廃院から承継にむけてのコンサル

近年お客様からのご要望が高い将来の廃院、承継、第三者売却等の準備のコンサル業務を2020年から本格的に取り組めます。

内容は5年後の承継等に向けての工程表作成、過去の節税対策の出口戦略の策定、承継価値の算定、承継先交渉アドバイス、各種法令手続き等になります。

詳細は、橋本会計担当者にお問い合わせ下さい。

歯科会計

令和2年度税制改正案（税制改正大綱）

確定拠出年金制度の拡充

1. 改正の内容

項目	改正前	改正後
企業型と個人型の併用	企業掛金 3.5 万円	合計掛金が 5.5 万円
加入年齢	20 歳から 59 歳	20 歳から 64 歳
受取開始期間	60 歳から 70 歳	70 歳以降も可能
イデコプラス加入条件緩和	従業員 100 人以下	従業員 300 人以下

2. 確定拠出年金制度のメリット

項目	メリット	内容
1	支払額が全額所得控除となる	確定拠出年金の支出内容は定期預金、投資信託等の金融資産で解約時に支出した金額が返戻されるが支払った金額が全額個人所得から控除され税額が減少する。 支出さきに定期預金を選択すると、全額返戻となる一方で支出額全額が所得控除できる。
2	積立期間中の運用益に課税がない	積立中の投資信託等が値上がりしてもその運用益に課税かれることはなく積立運用される。 また、運用益が無（定期預金等の場合）の場合でも節税効果があるため最大 55%（所得・住民税最高税率の場合）の実質運用率となる。
3	受取時の課税が軽減される	受取額は退職所得控除、公的年金控除等を通じて税金が軽減される。

3. 確定拠出年金の種類と掛金限度額

項目	種類	掛金負担者	掛金限度額（月額）
1	個人型	個人事業主 サラリーマン	6.8 万円 2.3 万円
2	イデコプラス	個人+企業	2.3 万円
3	選択型	個人	5.5 万円
4	企業型	企業	5.5 万円

ドクター会計

令和 2 年度税制改正案（税制改正大綱）

不動産税制

令和 2 年度税制改正案の内、不動産に関する改正点について 2 点まとめます。どちらも節税スキームとして利用されていましたが、今回の改正によりそのスキームが封じられる事となりました。

1. 居住用建物の消費税控除廃止（消費税）

(1) 制度の概要

居住用賃貸建物の取得に関する仕入税額控除について、次の通り見直されます。

- ①居住用賃貸建物についての仕入税額控除の適用は認めないこととする。（ただし、住宅の貸付ではないことが明らかな場合は除かれる。）
- ②上記で仕入税額控除の適用が認められなかった建物について、取得後 3 年間の間に住宅以外の貸付を行った場合や、譲渡した場合には、その課税期間の仕入税額控除に加算して調整する。

(2) 適用時期

令和 2 年 10 月 1 日以後の取得分から。ただし、令和 2 年 3 月 31 日まで締結した契約分については適用なし。

(3) 解説

消費税は預かった消費税と支払った消費税を差し引きして計算するため、建物の取得のように支払った消費税の方が多くある場合には還付されます。ただし、住宅の貸付については消費税がかからないため、それに対応する居住用賃貸建物についても原則は仕入税額控除できません。

しかし、金の売買を繰り返すことによって多額の課税売上を生じさせ、賃貸建物の消費税の還付を受けるスキームが多くみられました。今回の改正でそれが封じられる事となりました。

2. 国外中古建物の減価償却費計上廃止（所得税）

(1) 制度の概要

国外中古建物を賃貸して不動産所得を得ていた場合に、その年の不動産所得の金額の計算上、その国外不動産所得の損失の金額があるときは、その国外中古建物の減価償却費に相当する部分の金額は、生じなかったものとみなされます。

(2) 適用時期

令和 3 年以後の各年の所得税から適用されます。

(3) 解説

不動産所得は、賃料等の収入から減価償却費、固定資産税等の経費を差し引いて計算しますが、計算の結果マイナスとなる場合には、給与など他の所得と通算することができます。

アメリカなど海外では、日本と違って耐用年数が過ぎた中古建物も高値で売買されている地域があるため、高額な建物を短期（耐用年数を過ぎている場合、法定耐用年数の 20%）で減価償却することにより多額の損失を生じさせる節税スキームが利用されてきました。しかし、1 の居住用建物の消費税還付同様、それが封じられる事となりました。

医療承継

令和2年度税制改正案（税制改正大綱）

資産税

令和元年12月12日に公表された令和2年度の税制改正大綱につき、資産税関連の項目について解説します。

● 医療継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の適用期限3年延長

平成19年4月1日以前に設立された「持分ありの医療法人」について、「持分なしの医療法人」への移行を促すための特例制度があります。

「持分ありの医療法人」から「持分なしの医療法人」に移行するためには、移行の認定を受け、出資者個人が全ての出資持分を医療法人に対して放棄することが必要です。



累積利益の大きい医療法人等では、出資持分の評価額が大きく相続税負担が大きくなる可能性があります。この出資持分を放棄することで、出資持分の相続税評価額はゼロとなり相続問題から解放されます。



一方、出資持分の放棄を受けた医療法人に対しては贈与税課税の可能性があります。これが移行の妨げとなっているため、移行促進のために一定の非課税基準を満たすことで贈与税課税を回避できる措置が講じられました。

（主な基準要件）

- ・ 社会保険診療報酬等にかかる収入が全収入の8割以上であること
- ・ 法人関係者に利益供与しないこと
- ・ 役員報酬が高額にならないこと
- ・・・等 6年間要件維持をする

この特例措置の適用期限が2020年9月30日までであったのが、2023年9月30日まで3年間延長されます。

● 教育資金・結婚子育て資金一括贈与の見直し

今回の改正事項ではないですが、教育資金・結婚子育て資金の非課税贈与制度について、今後適用実態も検証したうえで、当該特例措置の必要性の見直しをはかる旨公表されていますので、今後の制度の動向に注意が必要です。

（現在の適用期限は2021年3月31日）